

## 空き家管理事業者紹介制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、空き家及び空き地を管理する事業者を紹介することで、空き家及び空き地の適正な管理を促進し、快適に暮らせる安全で安心な居住環境を実現することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 居住世帯のない住宅及びその敷地（立木その他土地に定着するものを含む）をいう。
- (2) 空き地 居住世帯のない住宅除却後の敷地（立木その他土地に定着するものを含む）をいう。
- (3) 所有者等 空き家及び空き地の所有者若しくはその親族をいう。
- (4) 空き家又は空き地の管理業務 外観の点検、家屋の通風、水道の通水、敷地内・家屋の清掃、雨漏りの確認、庭木のせん定、除草、その他の空き家又は空き地を適正に管理するための業務をいう。

### (本制度を利用できる管理事業者)

第3条 管理事業者として本制度を利用できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 北九州市内に事業所を有する者
- (2) 次のア～ウのいずれにも該当しない者
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 市税を滞納していない者
- (4) 自らが行う空き家及び空き地管理業務について、パンフレット又はホームページ等で広報を行うことができる者
- (5) 空き家及び空き地管理業務の報告を所有者等へ行うことができる者
- (6) 空き家及び空き地管理業務と併せて家財の処分も行う事業者（家財の処分のみを行う事業者を除く）にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定による一般廃棄物の収集及び運搬に係る許可又は古物営業法第3条の規定による許可を受けている者（ただし、古物商の許可のみを受けている者にあつては、一般廃棄物の収集及び運搬に係る許可を受けている者と一般廃棄物となる家財の収集及び運搬について委託契約を締結している者）

(申請)

第4条 本制度を利用しようとする者は、空き家及び空き地管理事業者申請書(様式第1号)に誓約書(様式第2号)及び管理事業者の代表者・役員リスト(様式第3号)を添付して、市長に提出しなければならない。

(公表)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合に、第3条の規定を満たしていると認めたときは、空き家及び空き地管理事業者名簿(別表1)(以下「管理事業者名簿」という。)に記載するものとする。

2 市長は、前項の規定による記載をしたときは、記載した内容を公表するものとする。

(申請内容の変更)

第6条 管理事業者は、第4条の規定による申請書の内容に変更があったときは、速やかに空き家及び空き地管理事業者変更申請書(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による変更をしたときは、記載した内容を公表するものとする。

(管理事業者名簿からの削除)

第7条 管理事業者は、管理事業者名簿から削除する場合は、空き家及び空き地管理事業者名簿削除申請書(様式第5号)により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、管理事業者名簿から削除するものとする。

3 同条第1項の場合のほか、管理事業者が第3条に規定する要件に該当しなくなつた場合又は誓約書の内容に違反した場合は、市長は、管理事業者を管理事業者名簿から削除するものとする。

4 市長は、前項の規定により管理事業者名簿から削除した場合は、その旨を空き家及び空き地管理事業者名簿削除通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(空き家及び空き地管理業務の内容)

第8条 空き家及び空き地管理業務の内容、料金その他必要な事項については管理事業者と所有者等との双方で決定するものとする。

2 市長は、前項の決定については、一切これに関与しない。

(個人情報の取扱い)

第9条 本制度における個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律に則り、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報を他に漏らし、自己の利益や不当な目的のために取得し収集し、作成し、又は利用しないこと。
- (2) 個人情報を紛失すること等のないよう適正に管理すること。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、都市再生推進部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月15日から施行する。